

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、地区の歴史的風致を形成している建造物が指定されるもので、公開・活用されることによって歴史的風致の維持向上に寄与することが望まれる。各建造物の公開については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場、生活の場を阻害しない程度において、所有者との合意形成を十分に図った上で実施するものとする。

維持管理に必要な修理などを行う場合には、文化財的な調査を行った上で、専門家や学識経験者などの意見も踏まえ、建造物の往時の姿に修復、復原することを基本とする。

また、当該建造物の周辺環境についても、文化財保護法や景観法、都市計画法などの法令による規制措置を積極的に活用し、個々の建造物の維持保全を図るとともに、歴史的風致全体の維持向上を目指す。

2 歴史的風致形成建造物の管理指針

ア 県及び市指定文化財

県及び市の文化財指定を受けているものは、それぞれ対応する条例（福岡県文化財保護条例、又は太宰府市文化財保護条例）に基づき、現状変更などの行為規制などがすでに行われている。

具体的には、建造物の内部・外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用などのために必要な防災上の措置について、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有する建造物の修理などにあたっては、文化財に関わる補助制度などを活用して所有者の負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会、学識経験者などによる必要な技術的な指導を踏まえ実施するものとする。

イ 登録有形文化財・景観重要建造物

登録有形文化財及び景観重要建造物については、それぞれの法に基づき、適切に維持・管理を行う。その維持・管理は、建造物の外観を対象として、現状の維持または調査に基づく修理・改修を基本とし、公開・活用などのために必要な防災・防犯上の措置などを実施するものとする。なお、公開・活用のため内部についても復元的措置を講じる必要がある場合には、必要な技術指導などを踏まえ実施するものとする。特に、民間が所有する建造物については、所有者などの負担を軽減するため、修理などに対する補助・助成制度の活用に努める。

ウ その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物としてのみ指定されるものについては、指定後において、市指定

文化財や景観重要建造物など他の法令に基づく保護措置と重複させるよう努めるものとする。

なお、民間が所有する建造物については、建物の本質的価値を失わない範囲で、専門家や学識経験者などの意見を踏まえ、所有者の住環境の維持に伴う改修を行うことができる。

3 届出が不要な行為

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ア 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- イ 福岡県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく福岡県指定有形文化財について、同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更などの許可の申請及び同条例第18条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合、並びに同条例第37条第1項に基づく福岡県指定史跡について同条例第43条第1項の規定に基づく現状変更などの許可の申請を行った場合。
- ウ 太宰府市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく太宰府市指定有形文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更などの許可の申請及び同条例第14条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合、並びに同条例第25条第1項の規定に基づく太宰府市指定有形民俗文化財について、同条例第32条第1項の規定に基づく現状変更などの許可の申請、並びに同条例第36条第1項に基づく太宰府市指定史跡について同条例第43条第1項の規定に基づく現状変更などの許可の申請を行った場合。